

平成十九年六月十五日（金曜日）

議事日程第一号

平成十九年六月十五日（金）午前十時開議

- | | | | | |
|-----|--|-----|---------|--|
| 第一 | 会議録署名議員の指名 | 第十一 | 報告第 四号 | 専決処分報告について |
| 第二 | 会期の決定 | 第十二 | 報告第 五号 | 和田市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三 | 諸般の報告 | 第十三 | 報告第 五号 | 専決処分の報告について |
| 第四 | 請願第十九 十一号 日豪EPA及びFTAに対する請願の委員会付託 | 第十三 | 報告第 六号 | 和田市都市計画条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第五 | 請願第十九 十二号 とつてつ「ゆうゆう」パス券購入に対する助成を求める請願の委員会付託 | 第十三 | 報告第 六号 | 専決処分の報告について |
| 第六 | 請願第十九 十三号 放送法等の一部を改正する法律案の慎重審議を求める請願の委員会付託 | 第十四 | 報告第 七号 | 和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第七 | 請願第十九 十四号 障害者の参政権の保障に関する請願の委員会付託 | 第十四 | 報告第 七号 | 和田市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について |
| 第八 | 請願第十九 十五号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上に向けた施策の強化を求める請願の委員会付託 | 第十五 | 報告第 八号 | 専決処分の報告について |
| 第九 | 請願第十九 十六号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願の委員会付託 | 第十五 | 報告第 八号 | 平成十八年度和田市一般会計補正予算（第七号） |
| 第十 | 報告第 三号 専決処分報告について | 第十六 | 報告第 九号 | 専決処分の報告について |
| 第十一 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十六 | 報告第 九号 | 平成十八年度和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号） |
| 第十二 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十七 | 報告第 十号 | 専決処分の報告について |
| 第十三 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十七 | 報告第 十号 | 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について |
| 第十四 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十八 | 報告第 十一号 | 専決処分の報告について |
| 第十五 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十八 | 報告第 十一号 | 道路上の事故に係る和解及び損害賠償額の決定について |
| 第十六 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十九 | 報告第 十二号 | 専決処分の報告について |
| 第十七 | 報告第 三号 和田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 第十九 | 報告第 十二号 | 平成十九年度和田市老人保健特別会計 |

補正予算（第一号）

- 第二十 報告第 十三号 継続費の繰越計算書について
- 第二十一 報告第 十四号 継続費の繰越計算書について
- 第二十二 報告第 十五号 繰越明許費の繰越計算書について
- 第二十三 報告第 十六号 繰越明許費の繰越計算書について
- 第二十四 報告第 十七号 繰越明許費の繰越計算書について
- 第二十五 報告第 十八号 建設改良費の繰越計算書について
- 第二十六 報告第 十九号 十和田市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 第二十七 報告第 二十号 財団法人十和田湖ふるさと活性化公社の経営状況を説明する書類について
- 第二十八 議案第五十五号 字の区域及び名称の変更について
- 第二十九 議案第五十六号 十和田市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第三十 議案第五十七号 十和田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十一 議案第五十八号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第三十二 議案第五十九号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第三十三 議案第 六十号 青森県交通災害共済組合規約の変更について
- 第三十四 議案第六十一号 青森県市長会館管理組合規約の変更について
- 第三十五 議案第六十二号 平成十九年度十和田市一般会計補正予算

（第一号）

第三十六 議案第六十三号 平成十九年度十和田市老人保健特別会計

補正予算（第二号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（二十六名）

- 一番 舛甚英文君
- 二番 堰野端展雄君
- 三番 鳥越正美君
- 四番 桜田博幸君
- 五番 工藤正廣君
- 六番 田中重光君
- 七番 野月一正君
- 八番 岩城康一郎君
- 九番 今泉勝博君
- 十番 漆畑善次郎君
- 十一番 石橋義雄君
- 十二番 小川洋平君
- 十三番 東秀夫君
- 十四番 赤石継美君
- 十五番 豊川泰市君
- 十六番 畑山親弘君
- 十七番 米田由太郎君
- 十八番 野月一博君
- 十九番 赤坂孝悦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	中野渡 春雄 君	二十番	杉 山 道 夫 君
副 市 長	気 田 武 夫 君	二十一番	江 渡 龍 博 君
収 入 役	大 川 晃 君	二十二番	山 本 富 雄 君
総 務 部 長	村 山 誠 一 君	二十三番	戸 来 伝 君
企 画 財 政 部 長	中野渡 崇 君	二十四番	竹 島 勝 昭 君
民 生 部 長	立 崎 享 一 君	二十五番	野 月 忠 見 君
健 康 福 祉 部 長	太 田 信 仁 君	二十六番	沢 目 正 俊 君
農 林 部 長	斗 沢 清 君		
観 光 商 工 部 長	小 山 田 伸 一 君		
建 設 部 長	苦 米 地 俊 廣 君		
十 和 田 湖 支 所 長	太 田 毅 君		
上 下 水 道 部 長	中野渡 實 君		
病 院 事 務 局 長	佐 々 木 隆 一 郎 君		
総 務 課 長	北 館 康 宏 君		
企 画 調 整 課 長	鈴 木 史 郎 君		
財 政 課 長	中野渡 不 一 男 君		

職務のため出席した事務局職員

選挙管理委員会 委員長	古 極 實 君
選挙管理委員会 長	小 山 田 仁 視 君
事務局長	高 野 洋 三 君
監査委員	立 崎 健 二 君
監査委員	松 田 信 一 君
事務局長	前 川 原 新 悦 君
農業委員会 会長	小 野 寺 功 君
教育委員会 会長	稲 垣 道 博 君
教育部 長	奥 義 男 君
事務局 長	成 田 秀 男
総 括 参 事 長	宮 崎 秀 美
主 査	石 川 原 定 子
	中 村 淳 一

○議長（沢目正俊君） おはようございます。

開会に先立ちまして、副市長から四月に異動になりました各部署の課長級以上の職員の紹介があります。

（副市長より課長級以上の職員を紹介）

午前 十時 三分 開会

○議長（沢目正俊君） 出席議員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

ただいまから平成十九年六月八日告示招集されました平成十九年第二回十和田市議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第一号をもって進めます。

日程第一 会議録署名議員の指名

○議長（沢目正俊君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、五番工藤正廣君、六番田中重光君を指名します。

日程第二 会期の決定

○議長（沢目正俊君） 日程第二、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から六月二十九日までの十五日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沢目正俊君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は十五日間と決定しました。

日程第三 諸般の報告

○議長（沢目正俊君） 日程第三、諸般の報告を行います。

報告事項については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、ご了承願います。

日程第四 請願第十九号 日豪E P

A及びFTAに対する請願の委員会付託

日程第九 請願第十九号 十六号 アメリカ

産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内で

の全頭検査を維持する予算措置の継続を求

める請願の委員会付託

○議長（沢目正俊君） 次に、日程第四、請願第十九号 日豪E

PA及びFTAに対する請願の委員会付託から日程第九、請願第十九

十六号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭

検査を維持する予算措置の継続を求める請願の委員会付託までの六件

の委員会付託について一括議題とします。

本定例会において本日まで受理した請願六件は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

日程第十 報告第三号 専決処分の報告に

ついて、日程第三十六号 議案第六十三号

平成十九年度十和田市老人保健特別会計補

正予算（第二号）

○議長（沢目正俊君） 日程第十、報告第三号 専決処分の報告につい

てから日程第三十六号 議案第六十三号 平成十九年度十和田市老人保

健特別会計補正予算第二号までの報告十八件、議案九件を一括上程し

ます。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。

中野渡市長

(市長 中野渡春雄君 登壇)

○市長(中野渡春雄君) 平成十九年第二回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第三号の十和田市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方税法の一部改正に伴い、高齢者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税の減額措置を講ずる等、所要の改正をする必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第四号の十和田市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の対象となる固定資産の適用期限を二年延長する必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第五号の十和田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をする必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第六号の十和田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げる必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第七号の十和田市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についての専決処分は、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用さ

れる場合等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の対象となる固定資産の適用期限を二年延長する必要が生じ、この改正に急を要し、かつ暫定施行していた旧十和田湖町の条例を新十和田市の条例として制定する必要が生じたため専決処分したものであります。

報告第八号の平成十八年度十和田市一般会計補正予算第七号についての専決処分は、地方譲与税、国庫支出金、地方債等の決定により補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第九号の平成十八年度十和田市国民健康保険事業特別会計補正予算第三号についての専決処分は、国庫支出金等の決定により補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第十号の自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、平成十九年二月二十七日午後一時三十分ごろ、十和田市役所駐車場内において発生した市職員の運転する公用車の接触事故に係る和解及び損害賠償の額を決定したものであります。

報告第十一号の道路上の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、平成十八年十一月二日午後七時ごろ、東二十一番町の市道を歩行中に、ふたが外れていた道路側溝に落ちたことにより負傷した事故に係る和解及び損害賠償の額を決定したものであります。

報告第十二号の平成十九年度十和田市老人保健特別会計補正予算第一号についての専決処分は、平成十八年度十和田市老人保健特別会計の歳入が不足したため、平成十九年度の歳入を繰り上げ充用する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第十三号及び報告第十四号の継続費の繰越計算書については、平成十八年度十和田市の一般会計予算及び水道事業会計予算の継続費

について、それぞれ継続費繰越計算書をもって報告するためのもの
あります。

報告第十五号から報告第十七号までの繰越明許費の繰越計算書につ
いては、平成十八年度十和田市の一般会計予算、国民健康保険事業特
別会計予算及び介護保険事業特別会計予算の繰越明許費について、そ
れぞれ繰越計算書をもって報告するためのものがあります。

報告第十八号の建設改良費の繰越計算書については、平成十八年度
十和田市下水道事業会計予算の建設改良費の繰り越しについて、繰越
計算書をもって報告するためのものがあります。

報告第十九号の十和田市土地開発公社の経営状況を説明する書類に
ついては、十和田市土地開発公社の経営状況を報告するためのもの
あります。

報告第二十号の財団法人十和田湖ふるさと活性化公社の経営状況を
説明する書類については、財団法人十和田湖ふるさと活性化公社の経
営状況を報告するためのものがあります。

議案第五十五号の字の区域及び名称の変更については、十和田湖畔
の休屋地区、宇樽部地区及びび子ノ口地区における地域住民の利便を図
るため、大字奥瀬字十和田の一部の区域及び名称を変更するためのも
のであります。

議案第五十六号の十和田市立小学校及び中学校設置条例等の一部を
改正する条例の制定については、十和田湖畔地区の字の区域及び名称
の変更に伴い、十和田湖小学校ほか四施設的位置を改めるためのもの
であります。

議案第五十七号の十和田市水道事業等の設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定については、休屋地区簡易水道、宇樽部地区簡
易水道及びび子ノ口地区簡易水道を統合して新たに十和田湖畔地区簡易
水道を設置するとともに、十和田湖畔地区の字の区域及び名称の変更

に伴い、十和田湖畔地区簡易水道の給水区域を改めるためのものであ
ります。

議案第五十八号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公
共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更につい
ては、構成団体である青森県市町村税滞納整理組合及び青森県自治会
館管理組合が平成十九年三月三十一日をもって解散し、青森県消防補
償等組合が同年四月一日から青森県市町村総合事務組合に名称を変更
し、並びに地方自治法の一部が改正されたことに伴い、青森県市町村
職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の
変更について協議するためのものがあります。

議案第五十九号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平
成十九年四月一日から青森県市町村総合事務組合に新たに青森県後期
高齢者医療広域連合を加入させるため、青森県市町村総合事務組合を
組織する地方公共団体数の増加及び同組合規約の変更について協議す
るためのものがあります。

議案第六十号の青森県交通災害共済組合規約の変更については、地
方自治法の一部改正に伴い、青森県交通災害共済組合規約を変更す
ることについて協議するためのものがあります。

議案第六十一号の青森県市長会館管理組合規約の変更については、
地方自治法の一部改正に伴い、青森県市長会館管理組合規約を変更す
ることについて協議するためのものがあります。

議案第六十二号の平成十九年度十和田市一般会計補正予算第一号に
ついて申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ一億九百十五
万二千円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総
額は二百八十七億二千四百五十五万二千円となりました。歳入の主なも
のについては、総務費として元町町内会のコミュニティーセンターの

建設及び公園街地区町内会連合会が行うコミュニティー活動への助成、土木費として都市計画街路儀兵平千歳森線の第二期整備事業費、消防費として藤島自主防災会が行う自主防災活動への助成などの追加であります。

次に、歳入の主なものについては、県支出金九百七十八万六千円、老人保健特別会計繰入金一千九百九十九万八千円、コミュニティー助成金一千五百万円などの追加であります。地方債については、見込額を計上いたしました。

議案第六十三号の平成十九年度十和田市老人保健特別会計補正予算第二号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ三千八百四十二万円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は五十三億五千三十一万五千円となりました。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

休会の件

○議長（沢目正俊君） 明日と六月十七日、二十三日、二十四日の四日間は休日のため休会とします。

お諮りします。六月十八日から二十二日までの五日間は、常任委員会審査及び議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沢目正俊君） ご異議なしと認めます。

よって、六月十八日から二十二日までの五日間は休会することに決定しました。

散会

○議長（沢目正俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

来る六月二十五日は、午前十時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午前 十時二十五分 散会